

# 山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託事業者募集要領

## 1 目的

地方職員共済組合山梨県支部（以下「共済組合」という。）では、現在、山梨県庁本館地下で営業する職員食堂（以下「食堂」という。）の管理運営を民間事業者へ委託しています。

現在の事業者との契約が令和3年9月30日付けで終了することに伴い、同年10月1日以降の食堂について、健全で安定した経営のもと、食事の提供を通じ、ストレス低減、生活習慣病予防など、利用者の健康づくりへの貢献ができる事業者（以下「受託事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項について次のとおり定めます。

## 2 選定の方法

受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

## 3 業務の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託   |
| (2) 業務内容  | 別紙「山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託仕様書」のとおり  |
| (3) 事業期間  | 令和3年10月1日から令和7年7月31日まで（3年10ヶ月）<br>ただし、業務内容が良好であると認められる場合には、契約を更新することがあります。 |

## 4 食堂基本コンセプト

企画提案に当たっては、特に、次の視点を重視することとします。

- (1) 健康づくり
  - ・健康増進に資するメニューの提供
  - ・栄養バランスと美味しさを両立したメニューの提供
  - ・サラダや野菜が豊富なメニューの提供
- (2) 安心・安全
  - ・県産食材の活用等の食材にこだわったメニューの提供
  - ・感染防止対策の徹底
    - ※やまなしグリーン・ゾーン認証は必ず取得すること。
  - ・女性一人でも利用しやすい雰囲気づくり（利用の少ない女性客の開拓）
  - ・憩い集える場としての機能
- (3) 食の楽しみ
  - ・美味しいメニューの提供
  - ・各種イベントメニューの提供
  - ・デザート・ドリンクの充実
  - ・親子連れからシニアまで幅広い年代が利用できるメニュー
- (4) 管理運営体制
  - ・適正な安全管理と衛生管理
  - ・安定的かつ継続的な運営のための取組
  - ・従業員への教育体制の確保
  - ・共済組合及び山梨県との連携

## 5 応募資格

応募者は、「4 食堂基本コンセプト」の趣旨を十分に理解のうえ、受託事業者としての責務のもと、良質なサービスの提供、健全で安定した経営ができるノウハウと実績を有する者のうち、次の条件を全て満たしている者としてします。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の許可を持ち、今回応募する食堂の客席数と同規模程度の社員食堂、学生食堂、レストラン等において、運営又は運営受託を3年間以上継続して行っている実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てを行った等）にないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
  - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が運営に実質的に関与しているとき。
  - ウ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不当の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたとき。
  - エ 役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 共済組合の指定する日から業務を開始できること。
- (7) 自社が運営する社員食堂、学生食堂、レストラン等において、直近過去3か月の間に食中毒等の事故を起こしていないこと。

## 6 スケジュール

公募の開始	令和3年5月21日（金）～
質問受付期間	令和3年5月21日（金）～5月31日（月）
現地見学会	令和3年5月28日（金）
企画提案書の提出期限	令和3年7月26日（月）正午まで
ヒアリング・試食	令和3年7月28日（水）
候補者選定、結果通知・公表	令和3年8月2日（月）
契約締結	令和3年8月末
業務委託期間	令和3年10月1日～令和7年7月31日
（店内改装）	（令和3年10月1日（金）～10月29日（金））
（営業開始）	（令和3年11月1日（月）～）

## 7 募集要領等の配布

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館4階

地方職員共済組合山梨県支部（山梨県総務部職員厚生課厚生給付担当）

TEL 055-223-1377（内線2106～7）

FAX 055-223-1379

メールアドレス shokuinksi@pref.yamanashi.lg.jp

## （2）募集要領等の配布方法

- ① 配布期間 令和3年5月21日（金）～5月31日（月）
- ② 配布場所 <直接受け取る場合>  
<（1）に記載の共済組合へ来庁してください。>  
<ホームページからダウンロードする場合>  
山梨県ホームページの職員厚生課のページに掲載  
<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuinksi/index.html>
- ③ 配布時間（来庁の場合） 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）  
※来庁の際は予め電話でご連絡ください。

## 8 現地見学会

食堂で現在使用している設備等を確認いただくため、現地見学会を実施しますので、希望される場合は、現地見学会参加申込書（様式第5号）を次により提出してください。

- （1）開催日時 令和3年5月28日（金）15:30～
- （2）提出方法 持参、郵送、FAX、または電子メール
- （3）提出先 7（1）と同じ
- （4）提出期間 令和3年5月21日（金）～5月27日（木）
- （5）受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）
- （6）その他
  - ・持参以外の場合は、提出後、到着の確認を電話で行ってください。
  - ・厨房等の見学にあたっては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年4月24日付け衛食第85号別添）に基づく清潔な帽子、外衣及び履き物等を準備のうえご参加ください。

## 9 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第6号）を次により提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

- （1）提出方法 持参、郵送、FAX、または電子メール
- （2）提出先 7（1）と同じ
- （3）提出期間 令和3年5月21日（金）～5月31日（月）
- （4）受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）
- （5）回答 令和3年6月7日（月）までに山梨県のホームページ（職員厚生課のページ）に掲載（上記7（2）②と同じ）
- （6）その他 持参以外の場合は、提出後、到着の確認を電話で行ってください。

## 10 応募手続

### （1）提出書類

本委託事業に応募しようとする場合は、別紙「山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託仕様書」を熟読のうえ、期限までに次の書類を提出してください。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）

③ 会社概要等整理表（様式第3号）

④ 企画提案書（様式第4号）

※ 企画提案書は、仕様書に基づき、別紙「山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託 企画提案書記載必須項目」の各項目について漏れなく記載し、次により書面で作成してください。

- ・ 先頭（表紙の前）に企画提案書（様式第4号）を付し、A4版横置き、横書き、上綴じ（長辺綴じ）とし、様式自由としてください。
- ・ 文章を補完するための図表を適宜用いるほか、技術的専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう配慮してください。
- ・ パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとしてください。

⑤ 添付書類

ア 直近1年の納税証明書（該当するすべての税目に未納がないことの証明）

イ 発行後1年以内の商業登記簿謄本もしくは本籍地発行の身分証明書

ウ 直近3年の財務諸表

- ・ 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表（法人の場合）
- ・ 所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む。）（個人事業主の場合）

エ 営業に必要な許認可等の写し

(2) 提出期限 **令和3年7月26日（月）正午まで**

※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

(3) 提出先 7（1）と同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

提出時間は 7（2）③と同じ

(5) 提出部数 各1部 ※ 企画提案書は、**正本1部及び副本7部**としてください。

(6) その他留意事項

① 提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めません。

ただし、共済組合が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。

② 提出書類の内容について、今回の委託事業者選定以外に利用することはありません。

③ 提出書類は、一切返却しません。

④ 提出後に応募を取り下げの場合は、取下願（様式第7号）を**令和3年7月28日（水）正午まで**に共済組合に提出してください。取下願の提出があった場合、既に提出された書類

⑤ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。

⑥ 本要領の配布から選定結果の通知までの間、選定委員及び事務局に対する営業活動等は禁止とします。

⑦ 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とします。

## 11 受託予定者の選考方法

審査は共済組合が設置した選定委員会において、下記（3）の選考基準に基づく審査を行います。

なお、提出書類から「委託期間中に安定的なサービスの提供に懸念が生じる財務状況」と判断された事業者は、選考対象とならない場合があります。

審査は、企画提案書による書面審査、試食審査及び選定委員からのヒアリングを行います。

(1) 試食審査及びヒアリング

① 実施日 **令和3年7月28日（水）**

※ 実施時間や場所等の詳細は、プロポーザル参加者に別途連絡します。

- ② 試食審査 「カレーライス」と「500円ヘルシーメニュー」の2品目の味等について審査します。

※ 試食の2品は、食堂での提供を想定し選定しています。

- ③ ヒアリング 提出された企画提案書に対する質疑応答を中心に行います。

(2) 選考基準

受託予定者の選定にあたり、審査区分及び評価項目は、次のとおりとします。

審査区分		配点	評価項目
実	績	3点	同様の食堂を3年間継続して運営又は運営受託した実績はあるか。
基本コンセプト		3点	本要領の基本コンセプトの趣旨に合っているか。また提案されたコンセプトが、共済組合員及び来庁者へのサービスの向上や利用者の増加につながるものとなっているか。
営業時間		3点	夕食等営業時間の拡大はあるか。
会合等臨時営業		4点	会合利用など臨時営業の企画提案はあるか。
食器類等		3点	受託事業者負担の食器類等の企画提案があるか。
維持管理手数料		5点	5点×(維持管理手数料百分率×10) ※ 配点上、5点を上限とします(小数第2位以下切り捨て)。
メニュー構成の	健康増進への配慮	3点	健康増進への配慮がなされているか。
	栄養バランス	3点	野菜やサラダが豊富など、栄養バランスが考慮されているか。
	県産食材メニュー	3点	県産食材の活用、利用促進について検討されているか。
	イベントメニュー	3点	イベントメニューについて検討されているか。
	幅広い年代のメニュー	3点	幅広い年齢層に対応できるメニューは検討されているか。
弁当の販売・配達		5点	弁当の販売・配達の企画提案があるか。
価格		4点	食堂メニュー・弁当の価格設定は適正か。
料金精算方法		4点	食券販売機以外の多様な料金精算方法の提案があるか。
利用促進	利用促進	3点	利用促進のための有効な方策の提案は適当か。
	施設環境整備	3点	憩い集える場としての快適な環境に関する提案は適当か。
	混雑緩和	3点	混雑を緩和する方策の提案は適当か。
安全管理・食品衛生管理		3点	安全管理、衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策が整備されているか
要望・クレーム等への対応		3点	利用者からの要望・クレーム等へ対応できる体制となっているか。

従業員の配置・教育・訓練		3点	従業員の配置計画の中に支配人、調理師、栄養士（本社等の兼務可）が配置されているか。効率的かつ安全に運営できる体制になっているか。また、教育・訓練についての考え方や体制などは妥当で適当であるか。
業務開始までのスケジュール		3点	受託予定者に決定してから、業務開始までの作業スケジュールは具体的で妥当であるか。
貢地域への献	地産地消への取り組み	4点	地産地消への取組は具体的で妥当であるか。
	県内企業への受注機会の確保	4点	県内業者の受注機会の確保への取組は具体的で妥当であるか。
アピールできる事項や優位性のある事項		6点	アピールできる事項や優位性のある事項が具体的に認められるか
試食	カレーライス	8点	カレーの味・見た目は良いか。
	500円ヘルシーメニュー	8点	健康的なメニューか。味・見た目は良いか。

※ 提案内容は、選考委員が審査区分ごとに評価します。

選考委員の評価の「合計」を「選考委員の数」で除した値が、応募者の「最終的な評価点（最終評価点）」とします。

「最終評価点」が最も高い者を契約候補者とします。

「最終評価点」が同点の場合は、維持管理手数料が高い応募者を上位者とします。

## 12 受託予定者の決定及び公表

### (1) 決定方法

- ① 最も評価が高かった応募者を第1位の受託予定者とします。
- ② 応募者が1者の場合でも選考を実施します。
- ③ 最も高い順位の応募者が委託契約の締結の辞退を申し出た場合や 13（1）に掲げる事項に該当したことにより受託予定者としての決定を取り消された場合には、次順位の応募者を受託予定者とします。
- ④ 選考結果は順位にかかわらず、令和3年8月2日（月）までに郵送により書面で通知します。
- ⑤ 選考結果の内容についての問合せには応じません。また、応募者は選考結果について異議を申し出ることとはできないものとします。

### (2) 受託予定者の公表

受託予定者の公表については、令和3年8月2日（月）以降に山梨県のホームページで公開を予定しています。また、受託予定者の企画提案の概要について、公表することがあります。

## 13 その他

(1) 受託予定者が、次に掲げる事項に該当した場合には、受託予定者の決定を取り消すことがあります。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 受託予定者の決定から委託契約の締結までの間に、受託予定者の資金事情の変化等により食堂の運営・管理の履行が困難であると共済組合が判断したとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、受託予定者としてふさわしくないと共済組合が判断したとき。

エ 受託予定者が参加者の資格を喪失したとき。

- (2) 共済組合は、受託予定者と委託契約等の細目について協議を行い、委託契約等を締結します。  
共済組合は、必要に応じて受託予定者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。受託予定者は、この求めに対し協議に応じなければならないものとします。
- (3) 応募、審査、契約手続等に関し応募者が要する費用については、全て応募者の負担とします。
- (4) 共済組合は、食堂の設置及び運営等の手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

## 山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託企画提案書記載必須項目

- 1 社員食堂、学生食堂、レストラン等の運営又は運営受託実績（3年間以上継続）
- 2 食堂のコンセプト
- 3 業務運営の基本事項
  - (1) 運営責任者の経緯、経験年数
  - (2) 営業時間、食器類等の企画提案がある場合は記載
  - (3) 曜日・時間帯別の従業員の配置計画（職種・人数）
  - (4) 安全管理・食品衛生管理  
利用者及び従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止や事故発生時の対応策
  - (5) 新型コロナウイルス等の感染症対策
  - (6) 利用者からのクレームや要望への対応
  - (7) 従業員の教育・訓練についての考え方や体制
  - (8) 受託予定の決定から業務開始までの作業スケジュール
- 4 営業の工夫・独自性
  - (1) 食堂レイアウト計画（図面等を用いて記載）
  - (2) 食堂・弁当メニューの構成・価格
    - ① 提供を予定している主なメニューの種類、予定価格及び4週間分のメニュー例（メニューには、カロリーも記載）
    - ② 弁当を提供する場合についても上記①の例による
    - ③ 次のメニューの取り入れ状況
      - ・健康増進に資するメニュー
      - ・県産食材を活用したメニュー
      - ・サラダや野菜が豊富なメニュー
      - ・幅広い年代が利用できるメニュー
    - ④ 目玉となるメニューやイベントメニューがあれば記載
  - (3) 食券販売機以外の料金精算方法
  - (4) 食堂の利用促進
    - ① 多くの職員に利用してもらうための方策
    - ② 利用者に快適な環境を提供するための方策
    - ③ 混雑を緩和し利便性向上させるための方策
  - (5) 地域への貢献  
地産地消への取組や県内企業への受注機会の確保について記載すること。
- 5 収支予測と維持管理手数料
  - (1) 食堂業務の委託後3年10ヵ月間の収支予測（令和3年度～令和7年度、各年度ごと）
  - (2) 共済組合に納付する維持管理手数料
- 6 アピールできる事項等  
利用者へのサービス向上や地域への貢献など、アピールできる事項や優位性のある事項があれば記載



様式第 1 号

令和 年 月 日

地方職員共済組合山梨県支部  
支部長 長崎 幸太郎 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
(担当者)  
職氏名  
連絡先

### 参加申込書

山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託事業者の選定に係る企画提案に参加したいので、別添のとおり関係書類を添えて申し込みます。

また、本申込書の提出にあたり、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

#### 【添付資料】

- 欠格要件なきことの誓約書(様式第 2 号)
- 会社概要等整理表 (様式第 3 号)
- 企画提案書 (様式第 4 号)
- 添付書類
  - ア 直近 1 年の納税証明書
  - イ 発行後 1 年以内の商業登記簿謄本もしくは本籍地発行の身分証明書
  - ウ 直近 3 年分の財務諸表
  - エ 営業に必要な許認可等の写し

様式第2号

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、地方職員共済組合山梨県支部が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が地方職員共済組合山梨県支部と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

地方職員共済組合山梨県支部

支部長 長崎 幸太郎 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 \_\_\_\_\_

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

㊞

生年月日 昭和・平成 年 月 日

会社概要等整理表

<会社（団体）の概要>

企 画 提 案 者	会社（団体）名	
	所在地	
	ホームページURL	
企 画 提 案 に 関 す る 問 合 せ 先	所属	
	役職・氏名	
	電話番号（内線）	
	F A X	
	E-mail	

<会社（団体）の概要>

設 立 年 月	
資本金（百万円）	
売上金（百万円）	
従業員数（人）	
関 連 会 社	
本契約を行う事業所（商号又は名称、所在地、代表者の役職・氏名）	

※ 会社概要など参考となる資料を添付してください。

<本業務に関連する過去の実績>

契約相手方	
契約期間	
業務名称等	
主な内容	

※1 「主な内容」の欄には、実施時期を記載するとともに、直近の年度から順に記載してください。

※2 記入欄は必要に応じて追加してください。

様式第4号

令和 年 月 日

地方職員共済組合山梨県支部  
支部長 長崎 幸太郎 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

### 企 画 提 案 書

「山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託募集要領」に基づき、必要書類を添付のうえ提出します。

なお、企画提案書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

【宛先】

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1  
地方職員共済組合山梨県支部  
(山梨県総務部職員厚生課厚生給付担当)  
電話 055-223-1377 (内線 2106~7)  
FAX 055-223-1379  
e-mail [shokuinksi@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuinksi@pref.yamanashi.lg.jp)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話  
FAX  
e-mail

参加者名簿(食堂)

部署名	役職名	担当者名

※ 会場の都合上、各事業者2名までとします。

様式第6号

【宛先】

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

地方職員共済組合山梨県支部

(山梨県総務部職員厚生課厚生給付担当)

電話 055-223-1377 (内線 2106~7)

FAX 055-223-1379

e-mail [shokuinksi@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuinksi@pref.yamanashi.lg.jp)

山梨県庁本館地下職員食堂管理運営業務委託に係る企画提案

質 問 書

会社名		住所	
所属部署名		TEL	
質問者氏名		E-Mail	

様式第7号

## 取 下 願

令和 年 月 日

地方職員共済組合山梨県支部  
支部長 長崎 幸太郎 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

連	電話番号(内線)		
	F A X		
絡	担	部署名	
	当	氏名	
先	者	e-mail	

山梨県庁本館地下職員食堂管理運營業務委託に係る企画提案募集において、関係書類を添えて企画提案申込書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。